平成２４年（フ）第１１３号
三重県津市東丸之内９番６号
債務者　阪口　由美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９１号
大阪府泉佐野市鶴原1103番地の１
債務者　藤井　靖子（旧姓中筋・森本）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末井　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目54番地の４
債務者　坪井　輝夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２９号
大阪府八尾市東久宝寺１丁目５番48―605号、従前の住所兵庫県西宮市角石町１番56―404号
債務者　松下　大地
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８１号
広島市安芸区矢野町752番地の689
債務者　小松　健一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
高知市朝倉南町４番18―９号　メゾンド朝倉101
債務者　北川　直実
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　敏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１号
福岡県柳川市筑紫町161番地３　甲斐田アパート３号
債務者　ヤマト建装こと　高添　　悖
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　義浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４００号
埼玉県入間市大字上藤沢391番地１　ロイヤルステージ706
債務者　山崎倉之助
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町田冨士雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９９号
京都市左京区岩倉忠在地町293番地10
債務者　竹中　三和
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　立至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４３号
秋田県湯沢市清水町２丁目３番82号
債務者　金　　康子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１１２号
静岡県富士市入山瀬４丁目10番41号
債務者　西村　一芳
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１９号
奈良県磯城郡川西町大字結崎229番地の４　サニーコート結崎A101号
債務者　渡壁かおり
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
奈良県御所市大字柏原628番地の１、前住所奈良県葛城市尺土183番地６
債務者　大前　優司
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
奈良県大和高田市大中南町４番54―110号　ルミエール壱番館、前住所奈良県大和高田市大字築山360番地20
債務者　寺林　弘和
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
奈良県大和高田市大中南町４番54―110号　ルミエール壱番館、前住所奈良県大和高田市大字築山360番地20
債務者　寺林真理子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
奈良県北葛城郡河合町大輪田1925―６、住民票上の住所大阪府羽曳野市西浦４丁目165番地の２　403
債務者　檜口　尚之
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
奈良県橿原市葛本町187番地の２
債務者　阪口　正之
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係